

働き方・暮らし方を変えて、 誰もが自分らしく 生きられる社会をつくろう

第5次長野県男女共同参画計画



長野県男女共同参画センター
所長 熊澤 哲夫

男女共同参画関連年表

1985	男女雇用機会均等法の施行
1991	育児休業法公布
1995	育児・介護休業法公布
1999	男女共同参画社会基本法施行
2000	「第1次男女共同参画基本計画」策定
2001	「パートナーシップながの21（長野県男女共同参画計画）」策定
2002	「長野県男女共同参画社会づくり条例」制定
2003	少子化社会対策基本法施行
2013	「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられる
2015	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布 第4次男女共同参画基本計画策定
2016	「第4次長野県男女共同参画計画」策定
2018	民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）成立（2022（令和4）年施行） 女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ，男女の婚姻開始年齢を統一
2019	「女性活躍推進法改正」公布・施行
2020	「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021	「第5次長野県男女共同参画計画」策定

市町村議会における女性議員の割合

20%以上

27市町村



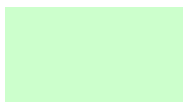
10%～20%未満

26市町村



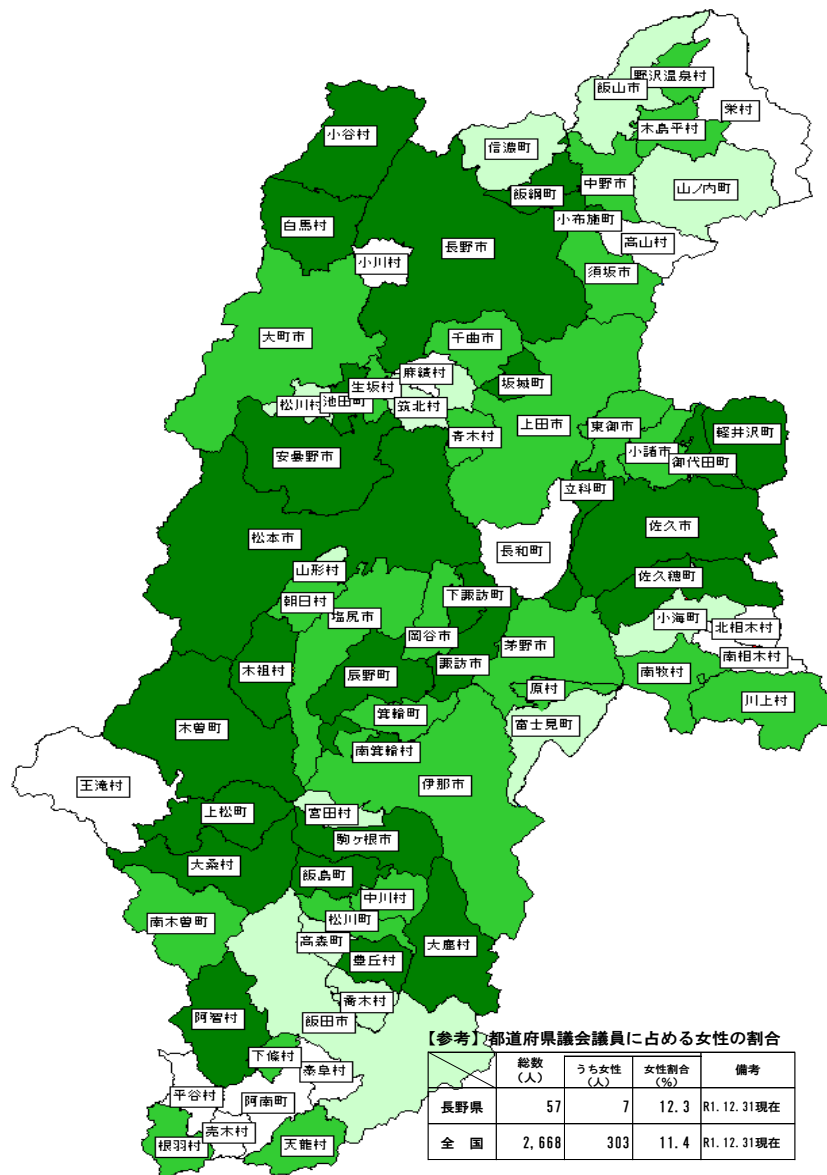
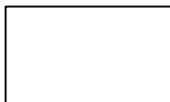
0～10%未満

12市町村



0%

12市町村



(備考)長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
(令和2年4月1日現在)

市町村職員（管理職：課長級以上）に占める女性の割合

20%以上

15市町村



10%～20%未満

22市町村



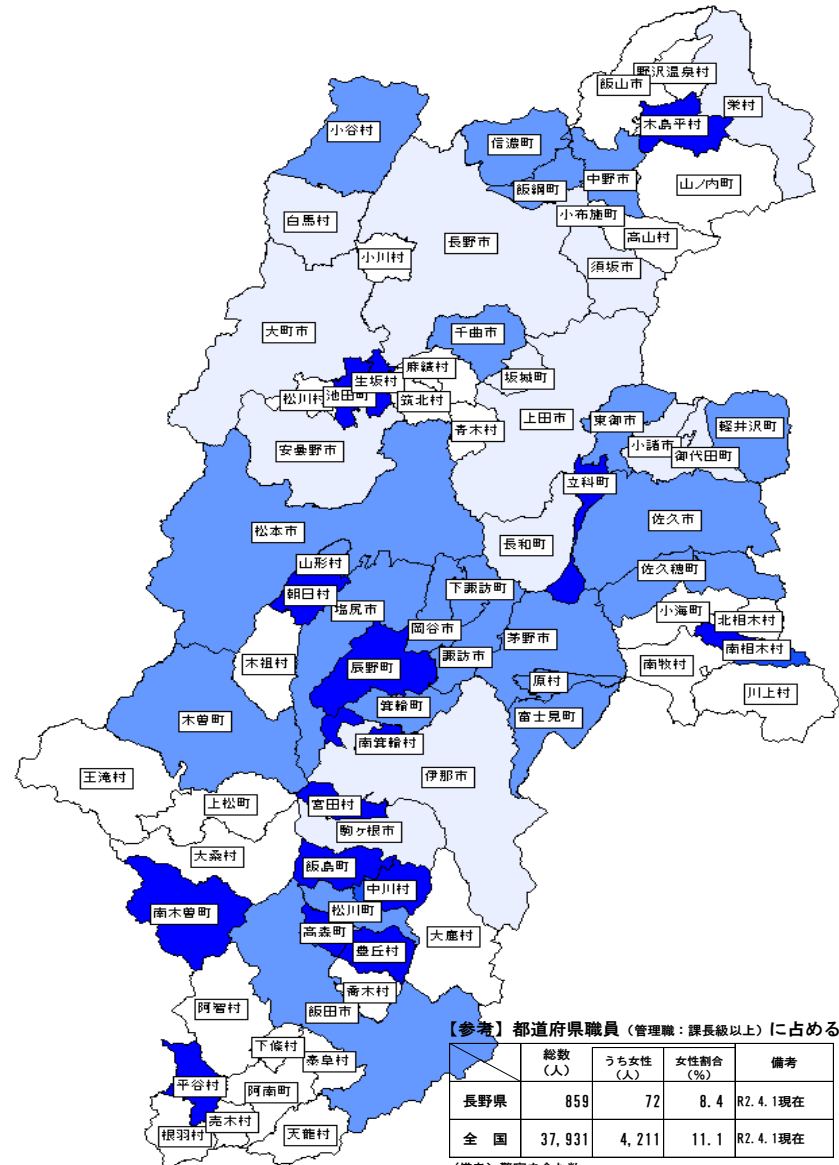
0～10%未満

13市町村



0%

27市町村



【参考】都道府県職員（管理職：課長級以上）に占める女性の割合

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	備考
長野県	859	72	8.4	R2.4.1現在
全国	37,931	4,211	11.1	R2.4.1現在

(備考) 警察を含む数

(備考)内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」より作成

第5次長野県男女共同参画計画(R3～R7)の概要

<計画策定の背景>

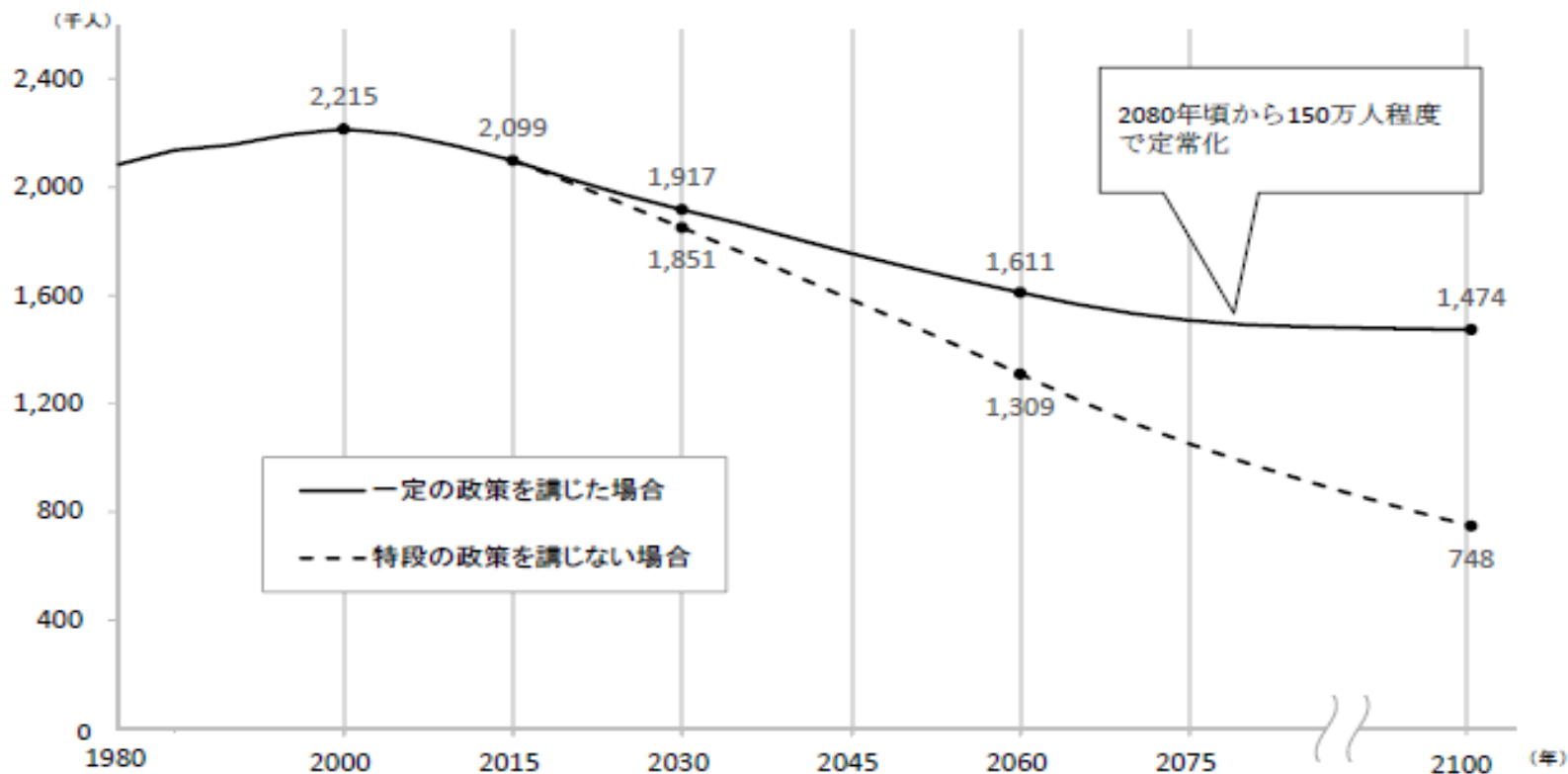
社会情勢の変化

- 本格的な人口減少と未婚者・単身世帯の増加
- 女性への暴力根絶意識の高まり
- ダイバーシティ（多様性）の広がり
- 頻発する大規模な自然災害
- デジタル化の進展
- SDGs達成への世界的潮流
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化

社会経済情勢の変化

人口減少(人口の推移)

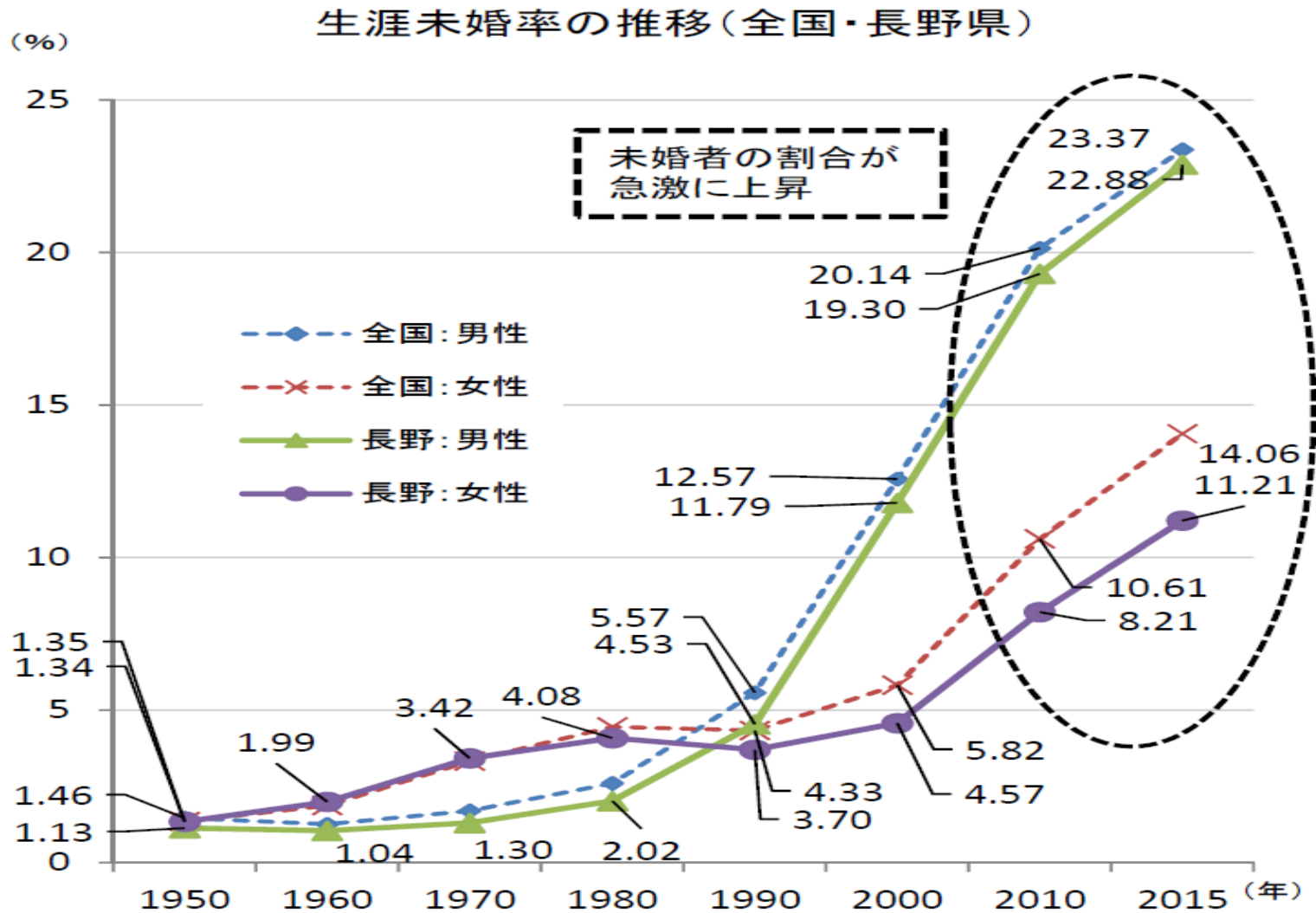
- 長野県の総人口は2000（平成12）年の221万5千人をピークに減少に転じ、当面は急激な減少が続く。
- 国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合、長期的には150万人程度で定常化する見通し。



出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計

「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計
「特段の政策を講じない場合」は、「日本の地域別将来推計人口 平成25年3月」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に現状の継続を前提として推計

人口減少(自然動態)



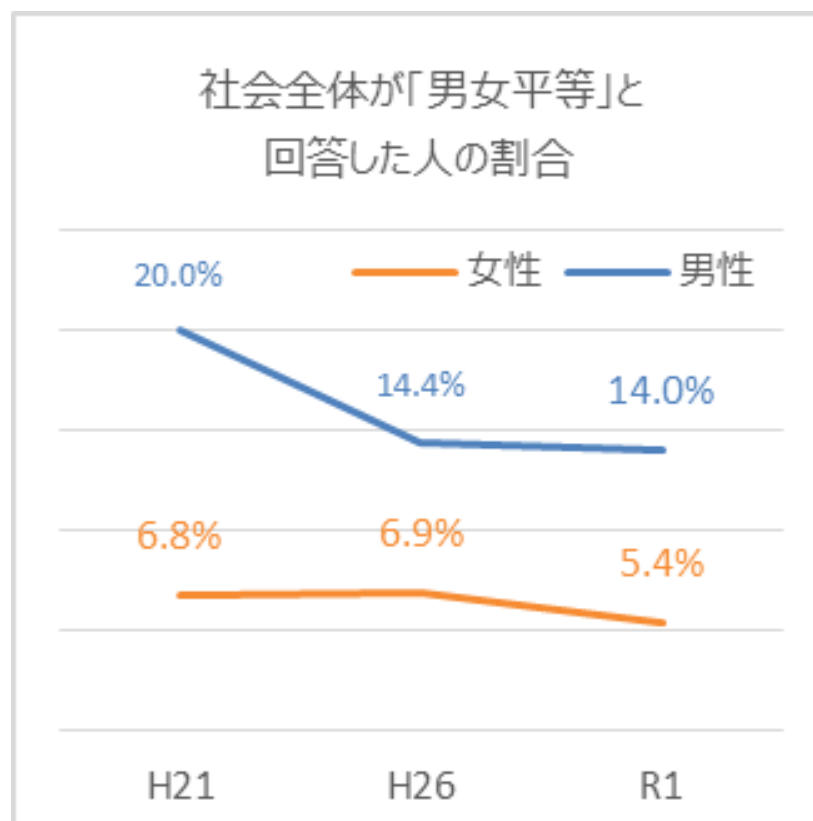
国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017年改訂版」
「生涯未婚率」: 50歳時点で一度も結婚したことのない者の割合

第5次長野県男女共同参画計画(R3～R7)の概要

< 計画策定の背景 >

長野県の現状

まだまだ低い社会全体の男女平等感

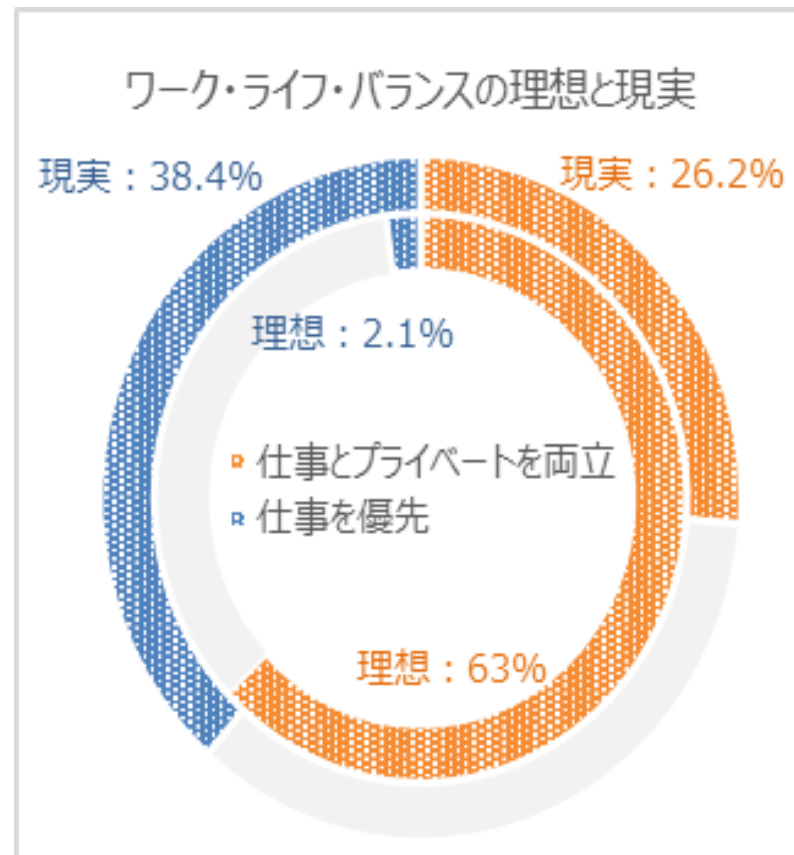


第5次長野県男女共同参画計画(R3～R7)の概要

< 計画策定の背景 >

長野県の現状

理想の生活と現実では大きなギャップ

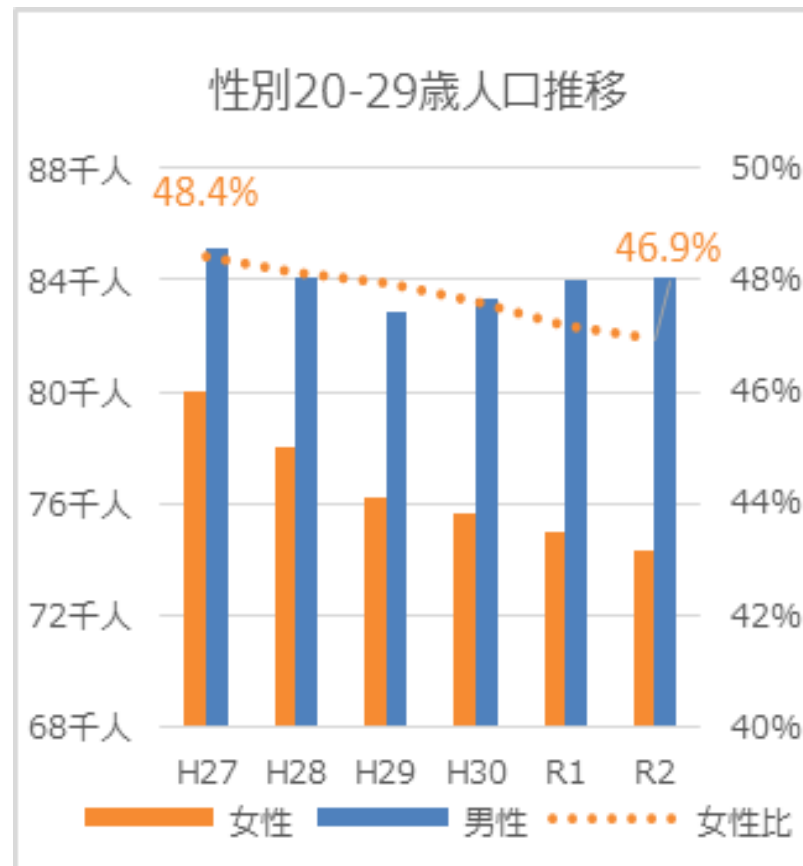


第5次長野県男女共同参画計画(R3～R7)の概要

< 計画策定の背景 >

長野県の現状

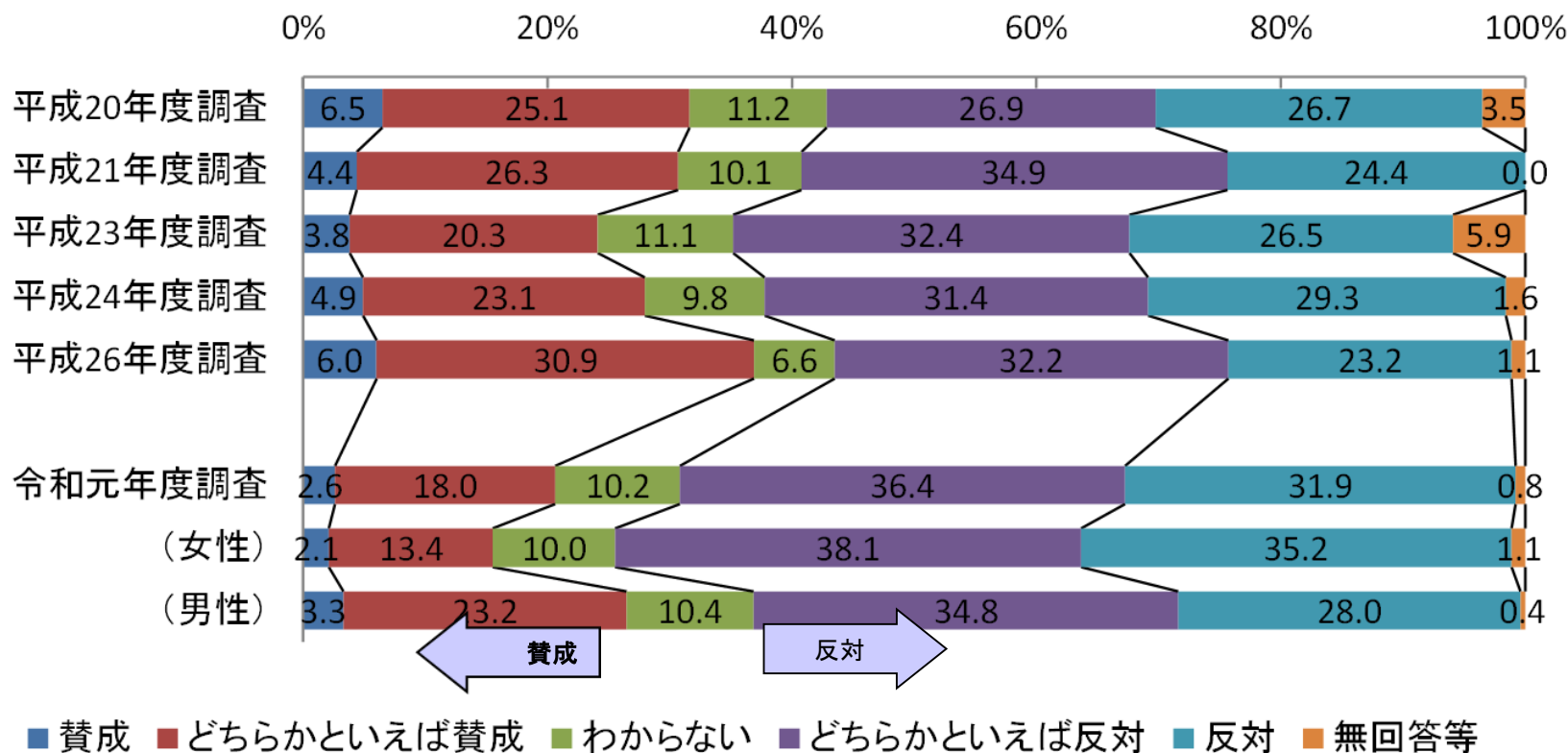
20代女性の県外流出が加速化



●性差による偏見・思い込みの解消

「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方について

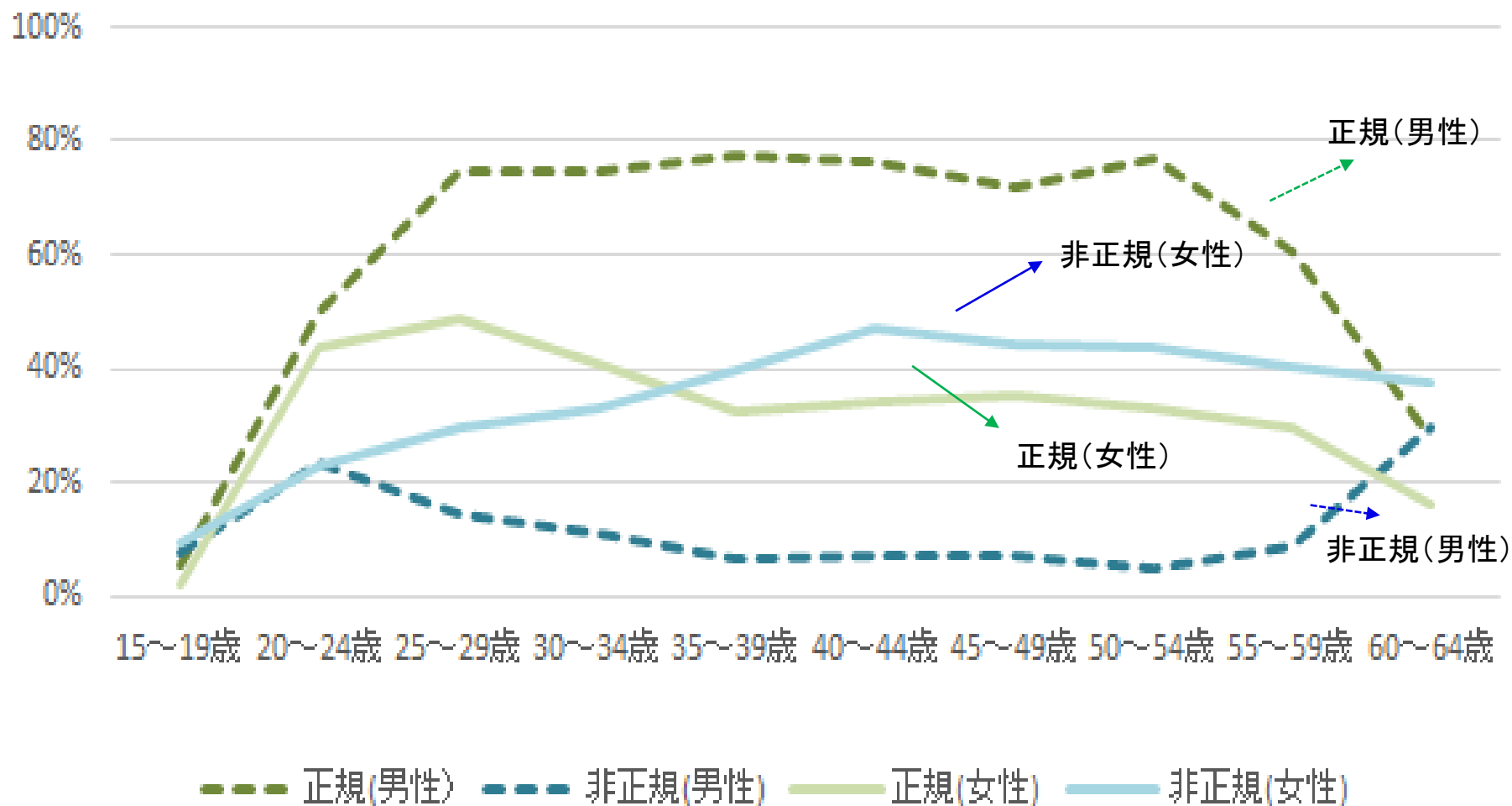
長野県



長野県総務部「県政世論調査」(平成20・23年度)、長野県企画部「男女共同参画に関する県民意識調査」(平成21年度)、長野県企画部「県民アンケート調査」(平成24年度)、長野県県民文化部「男女共同参画に関する県民意識調査」(平成26年度・令和元年度)

●女性の就業継続に向けた取組

雇用形態別有業割合

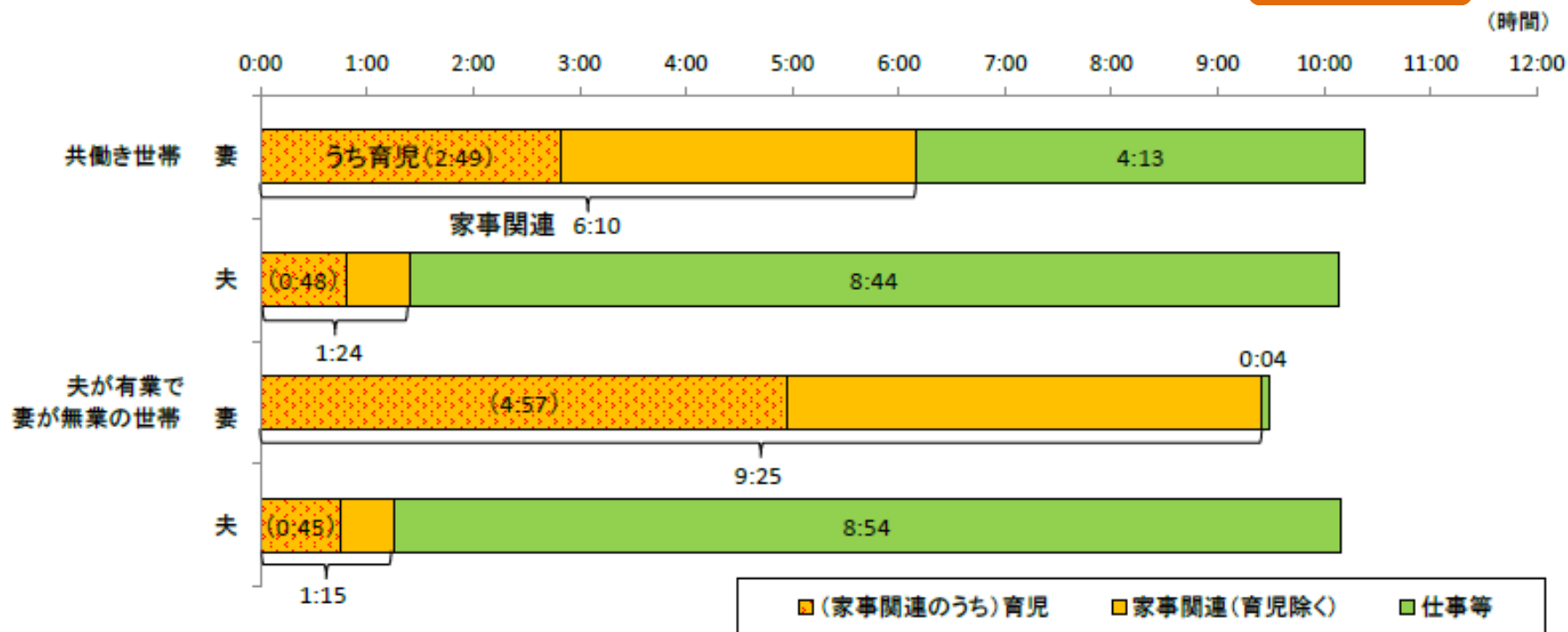


総務省「平成29年就業構造基本調査」

●働き方改革に向けた一層の取組

6歳未満の子どもをもつ夫婦の育児・家事関連時間

長野県



(備考)

1. 総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成。

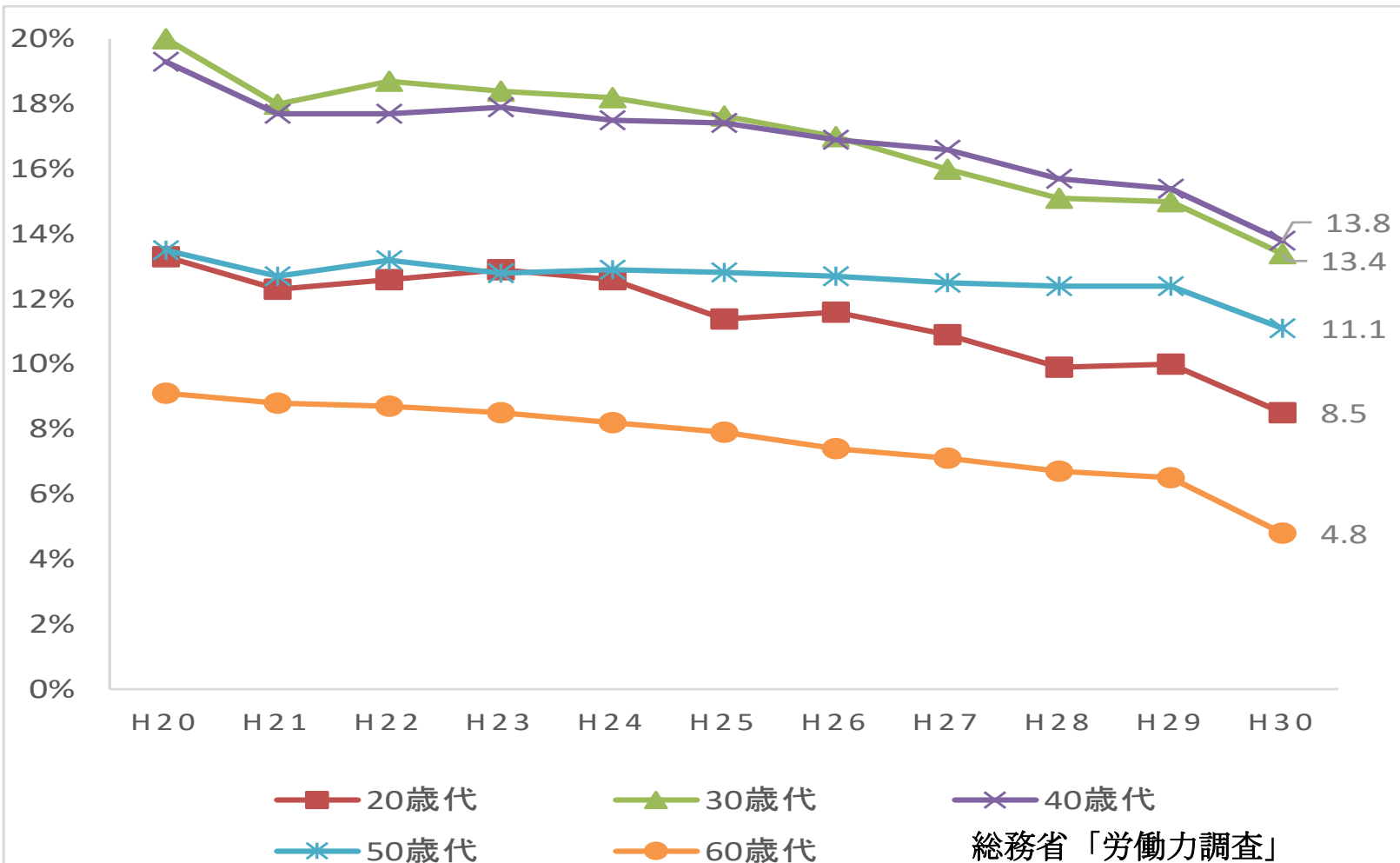
2. 数値は夫婦と子供の世帯における6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たりの家事関連(うち育児)時間と仕事等時間(週全体平均)。

※家事関連時間…「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。

仕事等時間…「仕事」、「学業」、「通勤・通学時間」の合計時間。

週労働時間60時間以上の就業者の割合 (男性・年齢別)

全 国

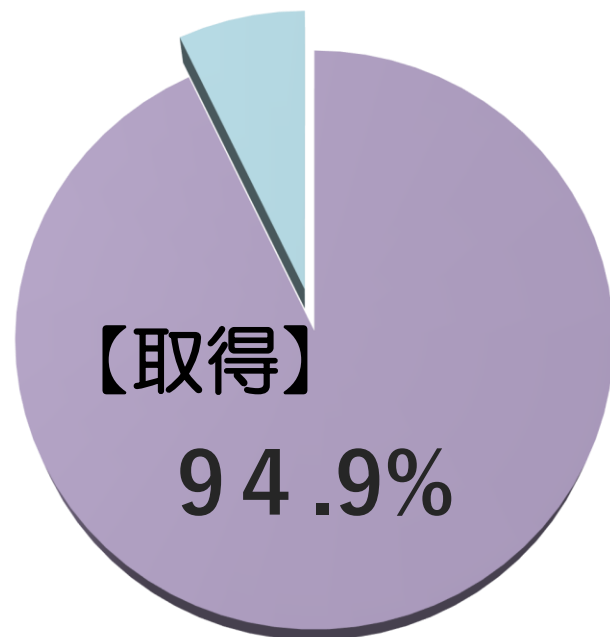


育児休暇取得率

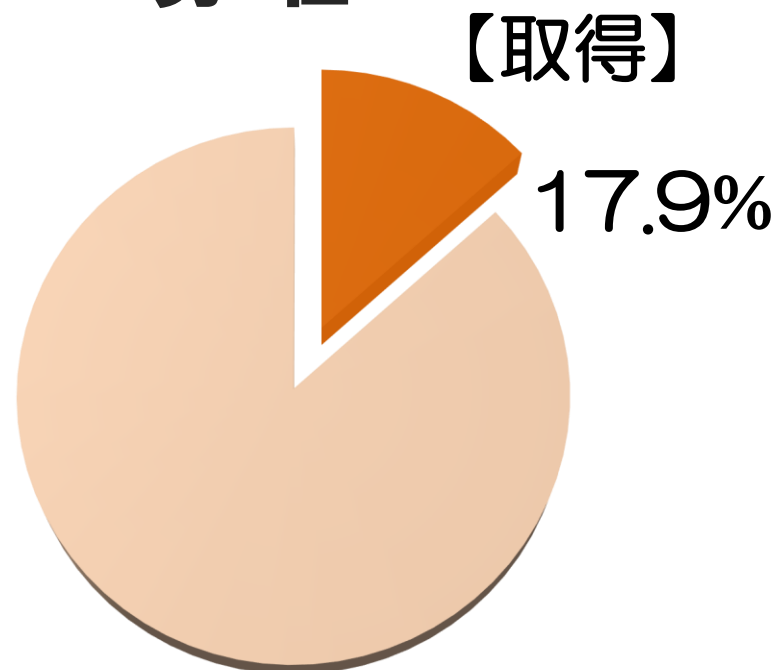
(本人または配偶者が出産した従業員数に占める育児休業取得者数)

長野県

女 性

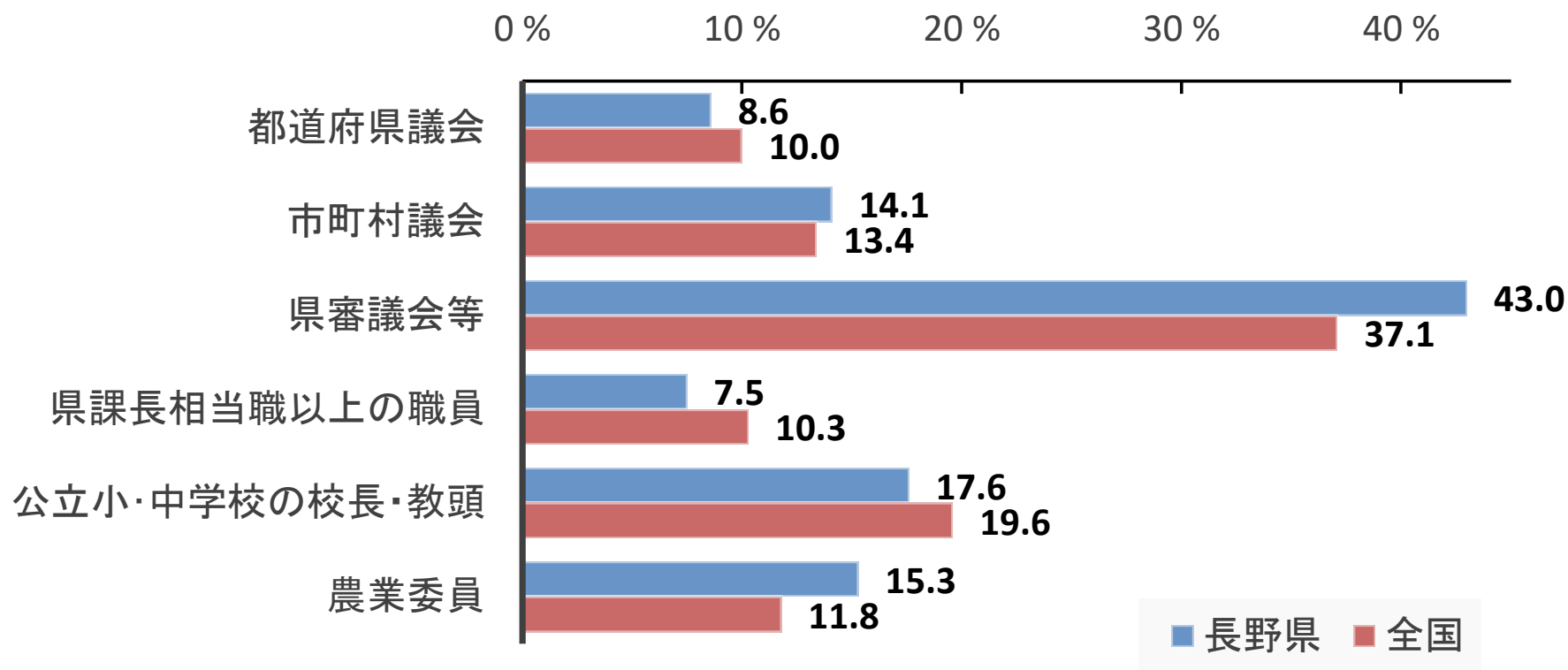


男 性



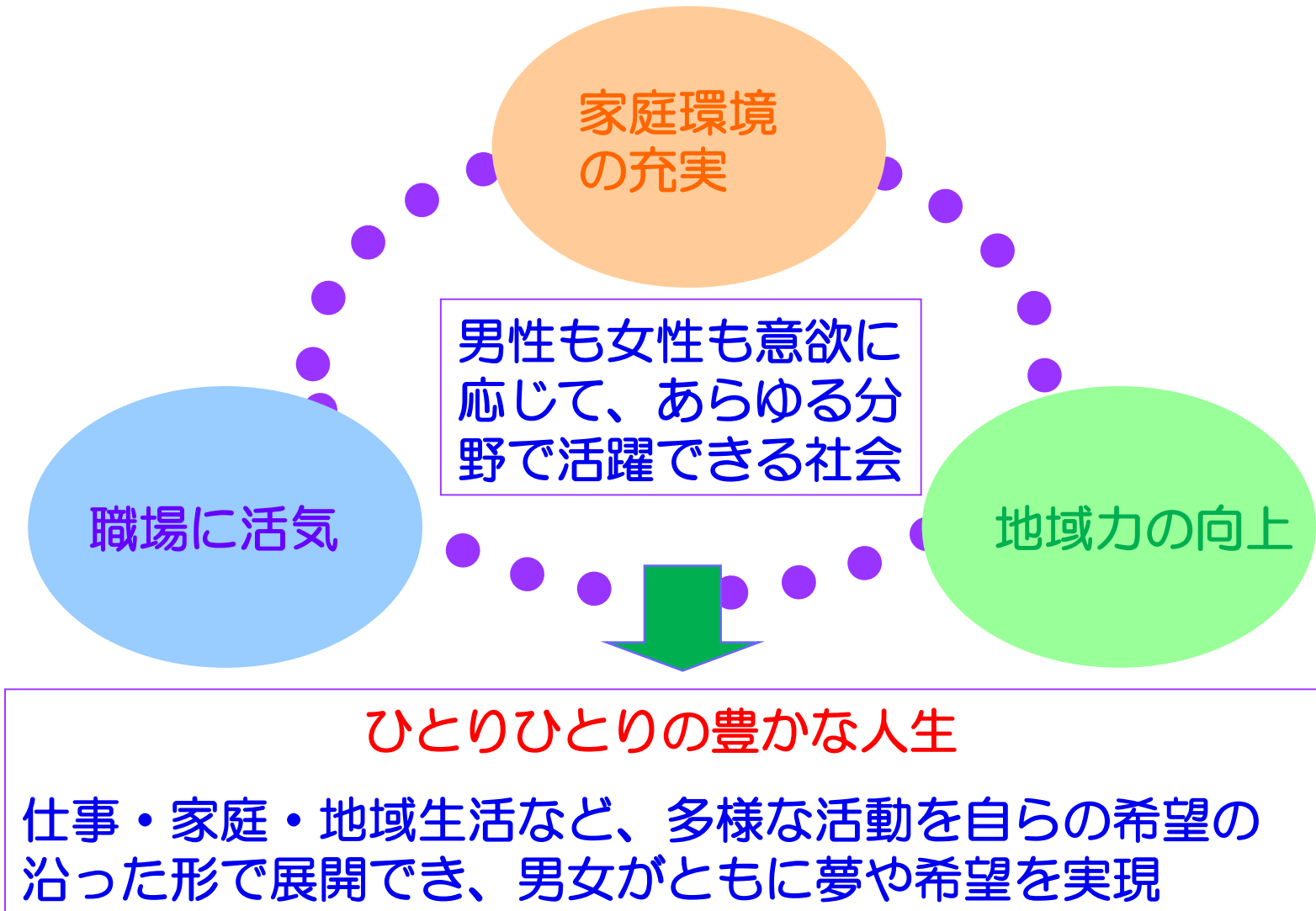
●若者が魅力を感じられる地域社会づくり

政策や方針決定過程に参画する女性の割合



議会は平成30年12月31日、校長・教頭は令和元年5月1日、
農業委員は平成30年10月1日、その他は平成31年4月1日現在
資料:内閣府、総務省、農林水産省、長野県県民文化部

男女共同参画社会のイメージ図



第5次長野県男女共同参画計画(R3～R7)の概要

男女共同参画条例の基本理念に、新たに4つの視点を加えて、3つの分野別テーマと6つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会づくりの実現に向けて施策を推進

加える新たな視点

時代の変化を先取りして
働き方・暮らし方を変革する

若者に選ばれる県をめざす

SDGsの理念を踏まえ、
ジェンダー平等の視点を浸透させる

ダイバーシティ（多様性）の
視点を取り込む

第5次計画の
基本テーマ

**働き方・暮らし方を変えて、
誰もが自分らしく生きられる社会をつくらう**

計 画 体 系

	テーマ	重点目標	施策の基本的方向	主な施策の展開
働き方・くらし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくる	テーマⅠ あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消	1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大 2 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現	- 管理職、役員等への女性の登用拡大 - 政治の場、審議会、団体等への女性の参画促進 - 地域活動における男女共同参画の推進 - 女性リーダーの育成に向けた環境の整備 - 男女の均等な機会と待遇の確保等性差別のない雇用環境の整備 - 長時間労働などの見直しと多様な働き方の推進 - 育児・介護等の支援充実による仕事と生活の調和 - 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援 - 農林業や自営の商工業等における男女共同参画の推進	- 女性活躍に向けた企業の行動計画策定促進 - 地域活動におけるICT利活用等の好事例の収集と発信 - DX推進による多様で柔軟な働き方制度の導入促進 - 男性の育児休業取得促進のための新制度に係る普及啓発
	テーマⅡ 安全・安心なくらしの実現	3 あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援 4 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重	- DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶 - 被害者等が安心して相談できる体制の整備 - 生涯を通じた男女の健康支援 - 妊娠・出産等に関する負担の軽減 - 性に起因する人権侵害を許さない環境づくり - ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている者への支援 - 性の多様性への理解促進 - どのような属性の人たちでも安心してくらす環境整備	- 児童虐待とDV防止に関する関係機関・団体の連携強化 - 不妊・不育症の治療等に係る経済的負担の軽減 - 生活上困難な状況に置かれている者等に対する自立支援 - 多様性と人権が尊重される環境づくり
	テーマⅢ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	5 男女双方の意識改革・理解の促進 6 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出	- 固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革の推進 - 家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実 - 男性の家事・育児・介護等への主体的な取組の推進 - 多様な進路選択・職業選択を可能にする環境づくり - 男女共同参画の視点に立った表現の推進 - 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進 - SDGsの達成に向けたパートナーシップの推進 - デジタル技術の活用等によるそれぞれが望むくらしの実現 - 若者（特に女性）や移住者等も快適にくらす地域社会づくり	- 固定的性別役割分担意識等にとらわれない生き方に向けた教育・学習機会の充実 - 防災・復興に関する施策への男女共同参画の視点の取込 - ワーケーションや「やまほいく」などの発信 - 若い女性が自分らしく生きる好事例の収集と発信
	推進体制の強化		県、市町村、関係団体等との連携・協働による男女共同参画社会づくりの推進 - 男女共同参画センターの機能の充実・強化	市町村、関係団体等との密接な連携による計画の浸透

最後に

これからの地域を支え
社会を支えていくために
私たちが考えたいこと

- 真の意味で、一人ひとりの人権を
どう尊重していくのか
- 社会に対する責任を、性別に関わらず、
それぞれがどう果たしていくのか。
(仕事、家庭、地域活動等すべて重要)

ご清聴ありがとうございました